

資料

○本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用に係る議会運営委員会の申合せ事項の改正（案）

改 正 後	改 正 前
<p>1 目的 この申合せは、本会議及び委員会におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用について、必要な事項を定めることで議会審議の一助とするとともに、対外的な説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 使用にあたっての注意事項 (1) <u>議事</u>に関する目的以外での外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）<u>・</u>通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。 (2)、(3) (略) (4) 資料のデータ化等の準備は<u>使用者</u>自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは<u>使用者</u>個人の責任において行うこと。</p> <p>5 (略)</p>	<p>1 目的 この申合せは、本会議及び委員会における<u>議員</u>のパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用について、必要な事項を定めることで議会審議の一助とするとともに、対外的な説明責任を果たすことを目的とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 使用にあたっての注意事項 (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）<u>・</u>通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。 (2)、(3) (略) (4) 資料のデータ化等の準備は<u>議員</u>自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは<u>議員</u>個人の責任において行うこと。</p> <p>5 (略)</p>